

審査請求に対する裁決について

審査請求人が令和5年3月31日付けで提起した管理情報開示・訂正等拒否決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

2023年（令和5年）4月20日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

1 裁決書

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、令和5年3月31日付けでされた審査請求について、行政不服審査法第45条第1項の規定に基づき、裁決する必要による。

参 考

行政不服審査法 抜粋

第45条 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮し

た上、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。